

富士見町農業委員会委員一般選挙

投票日

平成16年 **3月7日**(日)

午前7時00分～午後8時00分

開票

午後9時より 富士見町役場 3階会議室

期日前投票

平成16年3月3日(水)～3月6日(土)

午前8時30分～午後8時00分

富士見町役場 4階で受け付けています。

立候補予定者説明会

2月19日(木)

午後1時30分より

富士見町役場 1階会議室

明るい農業

明るい選挙で



農業・農村をとりまく環境が変わる中で、農業委員会の使命・役割もますます大きくなっています。

農業委員会は、地域農業の構造改革や農業振興に取り組むほか、農地法等に基づく農地行政を執行することにも、農業・農業者の利益代表機関として、農政の確立に取り組む大切な機能と役割をもっています。

農業委員選挙はこれらの重責を担い、地域と農業者の信頼に応え、行動力を発揮する農業委員を選出し、農業委員会の機能を十分に発揮することが期待される大切な選挙です。

■農業委員会の組織

《委員の構成・・・21名》

*直接農業者から選挙される委員

・・・15名

*議会・農協が推薦し、町長が選

任する委員・・・6名

《委員の任期・・・3年》

■投票できる人

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在の申請に基づいて3月31日を確定の日として作成されます。

今回の選挙で投票できる人は、富士見町に住所があり平成15年1月1日現在の申請に基づいて、同年3月31日に確定した選挙人名簿に登録されている人です。

選挙人名簿への登録要件は、該当農業委員会の区域内に住所を有し、

年齢が20歳以上であることのほか主に次の2点が必要です。

*10アール以上の農地について耕作の業務を営む人

*右記の人と同居の親族又は配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

■立候補できる人

上段「投票できる人」の要件に加え年齢については、投票日(平成16年3月7日)に20歳に達する人は立候補できます。

■投票の方法

記名式投票です。自分が投票しようとする候補者1名の氏名を書いて、投票箱に入れてください。

*投票日当日、都合の悪い見込みの方は期日前投票をしてください。

*指定されている病院や施設等で不在者投票ができます。

*町外の滞在先で投票したい方は富士見町選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。

*名簿登録以降に転居され、その後も選挙権のある人は従前の住所地の投票所で投票することになります。

詳しくは富士見町選挙管理委員会へお問い合わせください。

☎ 62・9403
(有) 9403